

修正案第 1 号

第 37 号議案 尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第 115 条の 3 及び尾張旭市議会会議規則第 16 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 25 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

いづみ 村 な し
榊 原 利 宏

提案理由

この案を提出するのは、第 37 号議案を修正することで、事業利用者の乳幼児等の安全を向上させるために必要があるからである。

第37号議案 尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する修正案

尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように修正する。

改 正 前 (原 案)	改 正 後 (修正案)
(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件) 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、<u>できる限り</u>児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）</u>を置かなければならない。 2 <u>乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。</u> 3 第1項に規定する<u>乳児等通園支援従事者</u>は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合	(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件) 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、<u> </u>児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>（5年以上保育に従事した者に限る。以下この条において同じ。）</u> を置かなければならない。 2 <u>保育士 </u>の数は、<u>利用乳幼児1人につき1.3人以上とする。</u> 3 第1項に規定する<u>保育士</u>は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合

は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が1人である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

4 利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、運転手の他に、利用乳幼児1人につき1人以上の保育士を同乗させなければならない。